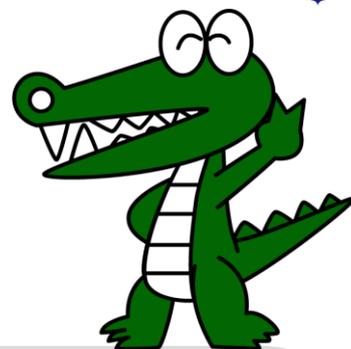


# 支援手帳（18歳以上用）活用のススメ

支援機関や利用する制度が変わると、支援やサービスが途切れてしまうことってありませんか？

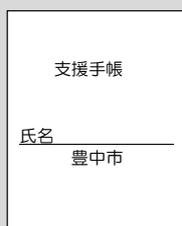
支援手帳は生育歴やこれまでの支援経過等を記録していくことで、生涯を通じて支援が途切れないようにするための手帳です。



## 支援手帳とは？

乳幼児期～学齢期～成人期までの生涯にわたる成長の過程や支援機関での相談内容、支援について記録しておき、将来その情報が必要なときに活用するものです。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳とは異なるものです。希望者はどなたでも取得できます。



ファイル型

<内容>

- プロフィール記入欄
- 成育歴記入欄（学校、利用サービス、相談記録など）

## 支援手帳はどんなときに役立つ？

生涯を通じて支援を適切に受けるためだけでなく、支援手帳はこんなときにも役立ちます。

○相談支援機関や療育施設などを利用するとき

同じことを何度も聞かれます…そのたびに思い出して説明するのは大変！

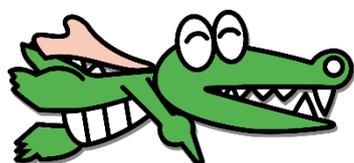
過去のくわしい情報があるほうが、相談しやすい！

○療育手帳や障害基礎年金を申請するとき

はじめて障害基礎年金を申請するとき、たくさんの情報が必要と知りびっくりしました！  
必要とわかっていれば、記録しておいたのに…

障害基礎年金をもらうには、過去の情報がとっても大事なんだって！

こんなとき、支援手帳の記録を見れば、必要な事柄を確認できます



では実際に手帳を受けとって、活用していきましょう！  
くわしくは裏面をご覧ください

## ①支援手帳を受けとる

豊中市役所障害福祉課（本庁、ひまわり）及び、下記の障害者相談支援センターにて申請書を記入の上、お受け取り下さい。

＜手帳を配布している障害者相談支援センター（順不同）＞

名称	電話番号	所在地
千里障害者相談支援センター	06-6170-6591	新千里南町 2-1-32
少路障害者相談支援センター	06-4866-5757	螢池中町 2-3-1-203
柴原障害者相談支援センター	06-6848-3737	走井 3-5-32
中央障害者相談支援センター	06-6842-2081	中桜塚 1-7-1
緑地障害者相談支援センター	06-4866-6006	寺内 1-1-10
服部障害者相談支援センター	06-6862-1002	穂積 2-10-20
庄内障害者相談支援センター	06-4867-8535	豊南町東 2-6-14



## ②記入する

受け取ったその場で記入しても、家に持ち帰って記入してもかまいません。

わからないところは、家族やまわりの人に聞きながら記入してみましょ。う。

必ずしも最初にすべて記入する必要はありません。

ファイル型の手帳には、サービス等利用計画などもファイリングできるようになっていますので、関連する書類も分かりやすいようにまとめておきましょう。

## ③使う

支援手帳は、自分のこれまでの記録を思い出したいときに役立ちます。

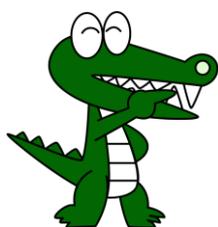
また支援機関等で、相談するときなど、支援手帳を提示することでこれまでの様子を簡単に説明できます。

ただし、支援手帳にはたくさんの個人情報が入っています。大切に保管して、取扱いには十分に気を付けましょ。う。

支援手帳を持っている人は、年に1回程度、市役所から、支援が途切れていないか、困り事がないか等を含めた生活状況の確認をさせていただきます。

## 【支援手帳に関するお問合せ】

支援手帳についてのお問合せ、ご相談は下記お問合せ先まで。なくしたとき、不要になったときもこちらまでご連絡ください。



お問合せ先 豊中市障害福祉課 相談支援係

電話：06-6858-2224 ファクス：06-6858-1122

メール：shougaifukushi@city.toyonaka.osaka.jp

障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係

電話：06-6863-7060 ファクス：06-6866-0811

メール：himawari@city.toyonaka.osaka.jp